

平成24年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計16件(予算議案2件・条例議案6件・一般議案5件・道路議案2件・人事議案1件)

予算議案

議案第97号 平成24年度さいたま市一般会計補正予算(第2号)

議案第98号 平成24年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

条例議案

議案第99号 さいたま市本庁舎整備審議会条例の制定について

(所管課所・政策局政策企画部企画調整課)

市長の諮問に応じ、本庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議する附属機関を新たに設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、本庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議するため、「さいたま市本庁舎整備審議会」を新たに設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を25人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び市民代表者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とするもの。

4 会長

- ・ 審議会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 審議会は、過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 庶務

- ・ 審議会の庶務は、政策局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第100号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

住民基本台帳カードの普及促進のため、一定の期間、住民基本台帳カードの交付手数料を徴収しないこととするに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 住民基本台帳カードの交付手数料の不徴収
- ・ 平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に住民基本台帳カードの交付についての申請があった場合において、当該申請に係る交付の手数料を徴収しないこととするもの。

(施行期日) 平成24年10月1日

議案第101号 さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

住民基本台帳カードで、コンビニエンスストアにおける住民票の写し等の証明書等を交付するサービスを開始するとともに、自動交付機を利用することができるようにするため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 利用目的

- ・ 利用目的を自動交付機及び民間端末機において、住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、サービスを提供することとするもの。

2 利用手続等

- (1) サービスの提供を受けようとする者が行うべき手続について規定するもの。
- (2) サービスの提供に必要な住民基本台帳カードへの情報の記録を受けることができない者について規定するもの。

3 交付サービスの提供等

- (1) 2の手続をした者は、サービスの提供を受けることができることとするもの。
- (2) サービスの提供を受けることができない者について規定するもの。

4 質問及び調査

- ・ 市長は、関係人に対して質問をし、又は調査することができることとするもの。

5 個人情報の保護

- ・ 市長は、サービスを提供するに当たり、個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じるものとするもの。

(施行期日) 平成24年10月1日(3については、同年11月1日)

議案第102号 さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

住民基本台帳カードを印鑑登録証として利用することができるようにすること及び住民基本台帳法の一部改正に伴う外国人住民の氏名の片仮名による表記に係る規定の整備その他所要の改正を行うもの。

(内容)

1 外国人住民の印鑑登録

- ・ 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合、当該印鑑を登録することができることについて規定するもの。

2 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の手続

- ・ 住民基本台帳カードを印鑑登録証として利用することができるようにするための手続及び利用を取り消すための手続について規定するもの。

3 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の有効期間

- ・ 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の有効期間について、住民基本台帳カードの有効期間と同一とするもの。

4 印鑑登録証の返還等

- ・ 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の交付を受けている者が印鑑の登録を廃止しようとするときは、住民基本台帳カードから印鑑の登録を受けている旨の記録を抹消した上で返却することについて規定するもの。

5 印鑑登録証明書の交付等

- ・ 住民基本台帳カードによる印鑑登録証等を使用し、自動交付機及び民間端末機において印鑑登録証明書の交付を受けることができることとするもの。

(施行期日) 1については平成24年7月9日、2から4までについては同年10月1日、5については同年11月1日

議案第103号 さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市交通課)

自転車等の放置の防止に関する対策の総合的推進を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 市長の責務の拡大

- ・ 市長の責務を拡大し、自転車等の放置の防止に関する対策の総合的推進に必要な施策の実施に努めることとするもの。

2 自転車等駐車対策協議会の審議対象の拡大

- ・ 自転車等駐車対策協議会の審議対象を、総合計画その他の自転車等の駐車対策に関する重要事項に拡大するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第104号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 地区整備計画区域の変更に伴う建築物の制限の変更

- ・ 岸町5丁目北地区地区整備計画区域の拡大変更に伴い、当該区域に係る建築物の制限を変更するもの。

2 適用区域の追加

- ・ 三室南宿第二地区地区整備計画区域を本条例の適用区域に追加するもの。

(施行期日) 平成24年8月1日

一般議案

議案第105号 訴えの提起について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課レセプト室)

柔道整復の施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったとして市から不正に療養費等の支給を受け、市に損害を与えた者に対し、損害金等の支払いを求める訴えをさいたま地方裁判所に提起するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、損害金等の支払い及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- ・ 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第106号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部学事課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第107号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部学事課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第108号 町の区域を変更することについて

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

さいたま市三室南宿土地区画整理事業の工事の完了に伴い、換地処分後の整備された道路境界に合わせて町の区域を変更するため、議決を求めるもの。

議案第109号 埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について

(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

住民基本台帳法の一部改正等により外国人住民が同法の適用対象に加えられることに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、議決を求めるもの。

道路議案

議案第 1 1 0 号 市道路線の認定について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	4 路線	
開発	1 0 路線	計 1 4 路線

議案第 1 1 1 号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	6 路線	
開発	1 路線	計 7 路線

人事議案

議案第 1 1 2 号 教育委員会委員の任命について
(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員として任命するため、同意を求めるもの。